サイバー侵害を想定した危機管理態勢構築支援サービスのご紹介

EY新日本有限責任監査法人　Forensics事業部

ランサムウェアをはじめとした脅威はますます高まっており、事業停止、決算の延期、情報漏えい等の被害が相次いでいます。

サイバー攻撃の高度化に伴い、サイバー侵害を完全に防ぐことは不可能と言われており、サイバー侵害に遭うことを前提として、適切な対応を行うための危機管理態勢を準備しておくことの重要性が増しています。

日本の多くの組織において、地震等の災害を想定した危機管理態勢は想定されています。しかしながら、サイバー侵害を想定した危機管理態勢については整備されていないケースが多くあります。

また、サイバー侵害を想定した危機管理態勢を整備済みであっても、実際にサイバー侵害が発生した際に適切に機能するか確かめられておらず、実は不十分であったケースも散見されます。

サイバー侵害発生時における危機管理対応の論点の一例

- 目に見えないサイバー侵害の原因特定・除去／影響の把握／復旧
- 被害拡大防止と事業継続のバランスを考慮したシステムの停止／稼働継続の判断
- 事業継続に重大な影響が生じている状況における身代金要求への対応方針の判断
- 公表、顧客通知のタイミング／方法／伝える内容・伝えない内容

EY新日本ができること

Forensics事業部は、さまざまなサイバー侵害対応の支援・評価等を行っており、サイバー侵害時の危機管理対応における失敗事例や課題に関する知見を多く有しています。本サービスでは、これらの知見を生かして、まずはサイバー侵害のリスクシナリオを検討した上で、現状の危機管理態勢の机上シミュレーションを中心としたアセスメントを実施し、課題を洗い出します。

これにより、「サイバー侵害が発生した場合に、どのタイミングで、どのような課題が生じるのか」を可視化した上で、優先度の高い領域の判断と、対応策の検討を効果的に進めることが可能となります。

このアプローチを通して、改善策を実施するための対応計画案の検討、その後の危機管理態勢の構築、維持、改善活動等において必要な活動を支援します。

机上シミュレーションによる危機管理態勢のアセスメント

実際のサイバー侵害を想定したシナリオ × 現状の危機管理態勢の対応を検証

課題の可視化による効果的な対策の検討

- 想定シナリオのどのタイミングで、どのような課題が発生するのかを評価
- 想定シナリオの課題解決につながるのかを確認し、効果的な対策を検討

The better the question.
The better the answer.
The better the world works.

Shape the future with confidence

支援の全体像

サイバー侵害を想定した危機管理態勢の構築

Phase 1 課題の整理

- システム構成、対策・運用状況等を確認の上、サイバー侵害のシナリオを検討
- 危機管理対応に関わる実務者とのディスカッションベースの机上シミュレーションを実施し、想定シナリオにおける危機管理対応の課題を洗い出し
- 課題の影響と暫定的な優先度の評価に加え、一般的な改善策も整理

成果物 机上シミュレーション結果 課題と一般的な改善策一覧

Phase 2 ロードマップ策定

- 検出した課題について、改善策を実施するための対応計画（案）を検討
- ロードマップを実現性に乏しい構想としないため、現実的かつ具体的な対応計画の策定を支援

成果物 ロードマップ（案）

Phase 3 態勢構築・改善

- ご要望に応じて、危機管理態勢の構築・維持に必要な活動を支援

成果物 支援内容に応じた成果物

（例）危機管理規程の見直し
（例）インシデント対応手順の策定

定期的なサイバー訓練

危機管理態勢は、構築しただけでは十分とは言えません。

「担当者の習熟度の維持・向上」「法令等の改正に伴う報告先／報告内容の変化への対応」等のために、定期的、継続的に訓練を実施することで、危機管理態勢の維持、向上を図ることが重要です。

また、事業部門ごとに顧客向けのシステムを構築・管理しているような場合、対象部門を変えながら、定期的に実施することも考えられます。

EY新日本では、サイバー侵害を想定した危機管理態勢の維持・向上の活動として、危機管理対策本部を模擬した経営層向けの訓練や、実際にインシデント対応の一次的な切り分けや機器のログ解析等を行う実務者向けの訓練等、幅広く支援が可能です。

お問い合わせ先

サービスに関する説明やご相談につきましては、下記宛てにてお気軽にお問い合わせください

EY新日本有限責任監査法人　Forensics事業部
Tel: 03 3503 3292　Email: forensics.cyber@jp.ey.com

留意事項

- サービスの提供については、EY新日本の受嘱審査で承認されることおよびEY新日本が受け入れ可能な委託契約書を締結することを前提としており、何らかの事由により承認が下りない場合は、提供する業務内容の変更や業務提供の中止を行う可能性があります。
- EY新日本が貴社またはグループ会社の会計監査人である場合は、業務の範囲が制限されることがあります。